

3-43 「第四三章 第三の場合 生産価格が上昇する場合 結論」

「第六篇 超過利潤の地代への転化」を読むにあたって

『資本論』第三部の草稿の完成度については、エンゲルスが「序文」で詳しく述べており、その概略については、ホームページ 4-27-3 「エセ「マルクス主義」者の『資本論』解説(その3) ③「『資本論』第三部を読む」を検証する。(1/3)」で紹介しています。

「第六篇 超過利潤の地代への転化」を読むと、あらためて、エンゲルスの「草稿」との格闘の様子がよくわかります。

エンゲルスは序文で、「おもな困難」が「第五篇にあった」ことを述べ、当初エンゲルスが試みたのは、非常に不十分な草稿の「すきまを埋めることや暗示されているだけの断片を仕上げることによってこの篇を完全なもの」にすることでしたが、そのような方法で編集が完了したとしても、「(あまりにも多くのすきまや暗示のために、それを補うことによって——青山補足)それはマルクスの著書ではないものになる」と思い、その結果、「私に残された道は、ある点で仕事を切り上げ、現にあるものをできるだけ整理することに限り、ただどうしても必要な補足だけを加えるということしかしなかった」と、その忸怩たる思いを告白しています。

そして「第六篇」も、エンゲルスは序文で「地代に関する篇(第六篇、第三七章～第四七章——青山)は、ずっと完全に書き上げられていたとはいえ、けっしてよく整理されてはいなかった」。「いちばん手がかかったのは、差額地代Ⅱのところの表であり、また、第四三章ではそこで取り扱われるべき差額地代Ⅱの第三の場合が全然検討されていないということを発見したことだった」と述べていますが、それには理由があります。

マルクスは、「第六篇」を「第三七章」(緒論)→「第四五章」(絶対地代)～「第四七章」(資本主義的地代の生成)→「第三八章」(差額地代総論)～「第四四章」(最劣等耕作地でも生まれる差額地代)の順に執筆し、マルクスのいつものやり方どおり、メインの「第三八章」から「第四四章」は最後の最後にまとめ上げる計画でした。「第四三章」はその中心の「章」として差額地代のまとめ(結論)と「第六篇」全体の計画を簡単に細説することを意図していたようです。ですから、第四三章と一体の第四一章と第四二章は、お読みいただければ分かるとおり、「けっしてよく整理されてはいな」い文章であり、第四三章は手もつけられていませんでした。

だから、エンゲルスが「第六篇」の中心である差額地代論の本論(第四〇章から第四三章)を「完全なもの」にしようすると、「それはマルクスの著書ではないもの」になってしまいます。そこでエンゲルスは、第四一章と第四二章は、読みにくさは残るもの、「現にあるものをできるだけ整理することに限り」、第四三章で「必要な補足」として、第四一章から第四三章までの内容の整理をおこない、「差額地代Ⅱ」全体のまとめを「結論」として補足しました。

このような編集上の苦労と編集方針にもとづいて、「第六篇 超過利潤の地代への転化」は、エンゲルスによって、立派に編集されました。

なお、『資本論』での農業・地代に関する『要チェック』文章は、ホームページ5「温故知新」→「1 マルクス・エンゲルスの大事な発見」→「E、資本主義社会III」の「16、農業」を、是非、ご覧ください。

「第四三章」の「第三の場合 生産価格が上昇する場合」の抜粋

「生産価格の上昇は、地代を支払わない最劣等質の土地の生産性が低下することを前提する。……

第二の投資の生産性が変わらないかまたは上昇さえもするときには、生産価格の上昇が可能なのは、ただ、第一の $2\frac{1}{2}$ ポンドの投資の生産性が低下した場合だけであろう。……

第三の場合が純粋に現れるのは、ただ、第一の場合にも第二の場合にもつねに仮定されていたように第一の投資の生産性は変わらないのに第二の投資の生産性が下がる場合だけである。この場合には、差額地代 I には影響がなく、ただ差額地代 II から生ずる部分に変動が起きるだけである。」(P914-916)

「ところで、生産価格が上がるときに可能なもう一つの場合、すなわち、従来は耕作が引き合わなかつた、より劣等な土地が新たに耕作されるようになる場合には、どうなるであろうか？

……そうすれば、これまで無地代だった土地 A が地代を生むことになり、……

……地代を生む土地のうちの最劣等地であつて以前は無地代だった土地の地代が不变量をなして、それがすべてのより高い地代に単純に加算されて行く。」(P917-919)

「第四三章」のエンゲルスの「結論」の抜粋（概略）

「前記の第三の場合は原稿では書き上げられていなかつた——そこには表題があるだけである——ので、以上のようにそれをできるだけ補完することが編者の仕事として残されていた。ところが、編者には、そのほかにお次のことも残されている。すなわち、差額地代 II の三つの主要な場合と九つの派生的な場合とについての以上の全研究から、帰結される一般的な結論を引き出すということがそれである。」(P920)

エンゲルスは「差額地代 II の三つの主要な場合と九つの派生的な場合とについての以上の全研究から、帰結される一般的な結論を引き出す」ために、「無地代地をゼロ点として起算した豊度の差」にもとづく一三の表を新たに作成し、これらの表から、「まず第一に、」として、「諸地代の列は無地代の規制的な土地をゼロ点として見た豊度の差の列にちょうど比例しているということである。絶対的収益ではなく、ただ収益の差だけが地代にとつては規定的である。」ことをのべ、「しかし、これよりもはるかに重要なのは、同じ土地に投資が繰り返される場合に地代総額に関して生ずる結果である。」として、一三の表を地代総額の増加区分に応じて四つの群に分けて、以下のような結論を導き出します。

「要するに、すべての可能な場合のうちの大多数の場合に、地代は、土地への投資の増加によって、地代を生む土地の一エーカー当たりでも、またことにその総額でも、増大するのである。ただ、研究された一三の場合のうちの三つだけでは、地代の総額は変わっていない。……しかし、これらの場合でも、最優等地での地代は、第一の投資による地代に比べて増大する。……

地代総額が第一の投資のときの高さよりも下がることが可能なのは、ただ、土地 A のほかに土地 B も競争圏外に退いて土地 C が規制的になり無地代になるような場合だけであろう。

要するに、土地に投ぜられる資本が多ければ多いほど、一国の農耕と文明一般との発展が高ければ高いほど、それだけ一エーカー当たりの地代も地代の総額もますます大きくな

り、社会が超過利潤の形で大土地所有者に支払う貢ぎ物はますます大きくなるのである——といつても、それは、ひとたび耕作されるようになった土地種類がすべて競争能力を保っているあいだのことであるが。

この法則は、大土地所有者階級の生命の驚くべきねばり強さを説明する。……この階級は絶えず再び立ち直る——というのは、土地に投ぜられた他人の資本が、そこから資本家が引き出す利潤とはまったく不釣り合いに、この階級に地代を運んでくれるおかげである。

しかし、この同じ法則はまた、なぜこのような大土地所有者の生命のねばり強さがだんだん尽きて行くのか、ということをも説明する。

……ヨーロッパでは土地の一部分は穀物耕作では決定的に競争圏外に脱落し、地代はどこでも下がり、……価格が下がり追加投資の生産性が下がるという場合がヨーロッパでの常例となり、こうして、スコットランドからイタリアまでの、また南フランスから東プロイセンまでの、地主の悲嘆とはなったのである。幸いにしてまだまだすべての草原地帯が耕作されるまでにはなっていない。それは、まだヨーロッパの大土地所有の全部を破滅させ、なおそのうえに小土地所有をも破滅させるのに十分なだけ残されているのである。——F・エンゲルス」(P932-934)

マルクスの草稿に戻って

このあと、マルクスの草稿に戻り、「地代を取り扱う場合の項目」が書かれた文章が挿入され、続けて、「差額地代一般の考察の一般的結論としては、次のようになる。」として、

「第一に。超過利潤の形成は、いろいろな経路で行なわれうる。……

第二に。超過利潤の新たな形成が問題にされるかぎり、追加投資の限界は、ただ生産費を償うだけの投資」(P935-943)であるという文章に続きます。※追加投資による生産物が規制的生産価格よりも高い費用を要しても、平均費用が規制的生産価格よりも低ければ、超過利潤は残る。

そして、最後に、「これまでに述べたことからはまず次のことが明らかになる。」として、概略、次のような内容でが述べられています。

「第一に。追加資本が同じ土地に超過生産性を保ちながら投下されていくあいだは、たとえその生産性がだんだん下がっていくにしても、一エーカー当たりの穀物地代も貨幣地代も絶対的には増大する。……

第二に。ただ平均利潤を生産するだけでその超過生産性はゼロであるような追加資本の投下は、形成された超過利潤の高さ、したがってまた地代の高さを、少しも変えない。…

第三に。追加投資の生産物の個別の生産価格が規制的価格よりも高い場合、つまり、追加投資の超過生産性がゼロに等しいだけでなくゼロよりも少なくてマイナスであり、言い換えれば、それが規制的な土地 A への同量の投資の生産性よりも低い場合には、このような追加投資は、優等地の総生産物の個別の平均価格をますます一般的な生産価格に接近させ、したがって、超過利潤または地代を形成する両価格間の差額を小さくする。」(P94 3-944)という点をあげ、「地代の低下の最低限界は、地代がなくなってしまう点」であり、「超過利潤も地代も全然なくなってしまうまでには、まだ長いあいだ、生産性の不足な追加資本が、そしてその不足がますますひどくなる追加資本でさえも、充用できるであろう。」

ということ。

「第四三章」までの差額地代の考察と現代の私たちがインスパイアされること

「第四三章」までの差額地代の考察のまとめ

①土地に投ぜられる資本が多ければ多いほど、一国の農耕と文明一般との発展が高ければ高いほど、それだけ一エーカー当たりの地代も地代の総額もますます大きくなり、社会が超過利潤の形で大土地所有者に支払う貢ぎ物はますます大きくなる。

この法則は、大土地所有者階級の生命の驚くべきねばり強さを説明する。この階級は絶えず再び立ち直る。というのは、土地に投ぜられた他人の資本が、そこから資本家が引き出す利潤とはまったく不釣り合いに、この階級に地代を運んでくれるから。

②といっても、それは、ひとたび耕作されるようになった土地種類がすべて競争能力を保っているあいだのことである。

この同じ法則はまた、なぜこのような大土地所有者の生命のねばり強さがだんだん尽きて行くのか、ということをも説明する。

ヨーロッパでは土地の一部分は穀物耕作では決定的に競争圏外に脱落し、地代はどこでも下がり、地主の悲嘆となった。しかし、幸いにしてまだすべての草原地帯が耕作されるまでにはなっていない。それは、まだヨーロッパの大土地所有の全部を破滅させ、なおそのうえに小土地所有をも破滅させるのに十分なだけ残されているのである。

現代の私たちがインスパイアされること

日本農業も、多くの分野で「競争圏外に脱落」しており、首都近郊においても、戦後の農地解放によって得た農地を他者に貸す主たる目的は、ここに出てくるような地代を得ることよりも、土地の善良管理のためとなっている。

『競争圏外への脱落』という言葉に私たちがインスパイアされるのは、資本の論理に従って、1970年代以降、電気産業を筆頭に強欲に利益を得ようと生産拠点を海外に移した結果、日本の産業全体が空洞化し活力を失い、競争圏外への脱落の道を着実に歩んでいることです。ここまで事態が推移すれば、丸の内の大地主も、『結合労働の生産様式』の社会へ土地を引き渡す前に、土地から『超過利潤』を得ることが困難になるということ、そしてその災難をまともに被るのは私たち無産階級であるということも忘れてならないことです。